県　章

滋賀県公報

令和８年（2026年）
10　月　30　日
第　764　号
金　曜　日

毎週火・金曜　２回発行

目　　次　（※印は、県例規集に登載するもの）

○　規　　則
※滋賀県流域治水の推進に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（流域政策局）……1
○　告　　示
※鳥獣保護区の存続期間の更新（生物多様性保全課）……2
※鳥獣保護区特別保護地区の指定（生物多様性保全課）……4
平成２年３月26日付け滋賀県告示第113号の取消し（森林保全課）……4
道路区域の変更（道路保全課）……4
地方自治法に基づく指定納付受託者の所在地の変更（管理課）……6
○　公　　告
大規模小売店舗の変更の届出の公告（中小企業支援課）……6
争議行為の通知公告（労働雇用政策課）……9
令和８年・９年経営事項審査実施公告（監理課）……9
一般競争入札の公告（道路整備課）……12
○　公安委員会規則
※放置違反金に係る督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則（交通指導課）……16

規　　則

滋賀県流域治水の推進に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年10月30日

滋賀県知事　三日月　大　造

滋賀県規則第67号

滋賀県流域治水の推進に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（滋賀県流域治水の推進に関する条例施行規則の一部改正）

第１条　滋賀県流域治水の推進に関する条例施行規則（平成26年滋賀県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第21条の見出しを「（身分を示す証明書の様式）」に改め、同条中「証明書は、身分証明書（別記様式第10号）」を「身分を示す証明書の様式は、次のいずれかによるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

⑴　身分証明書（別記様式第10号）

⑵　国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令（令和３年国土交通省令第68号）別記様式の規定の例による様式

（滋賀県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例施行規則の一部改正）

第２条　滋賀県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例施行規則（平成18年滋賀県規則第66号）の一部を次のように改正する。

第18条の見出しを「（身分を示す証明書の様式）」に改め、同条中「証明書は、身分証明書（別記様式第16号）」を「身分を示す証明書の様式は、次のいずれか」に改め、同条に次の各号を加える。

⑴　身分証明書（別記様式第16号）

⑵　国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令（令和３年国土交通省令第68号）別記様式の規定の例による様式

（滋賀県砂防法等施行細則の一部改正）

第３条　滋賀県砂防法等施行細則（平成15年滋賀県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出しを「（身分を示す証明書の様式）」に改め、同条中「は、身分証明書（別記様式第８号）」を「の

様式は、次のいずれか」に改め、同条に次の各号を加える。

⑴　身分証明書（別記様式第８号）

⑵　国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令（令和３年国土交通省令第68号）別記様式の規定の例による様式

（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部改正）

第４条　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（昭和44年滋賀県規則第60号）の一部を次のように改正する。

第11条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（身分を示す証明書の様式）」を付し、同条中「）の」の右に「身分を示す」を加え、「別記様式第８号」を「次のいずれかによるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

⑴　別記様式第８号

⑵　国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令（令和３年国土交通省令第68号）別記様式の規定の例による様式

第12条に見出しとして「（書類の提出）」を付す。

（滋賀県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部改正）

第５条　滋賀県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成16年滋賀県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第２条の見出しを「（身分を示す証明書の様式）」に改め、同条中「証明書は、身分証明書（別記様式第１号）」を「身分を示す証明書の様式は、次のいずれか」に改め、同条に次の各号を加える。

⑴　身分証明書（別記様式第１号）

⑵　国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令（令和３年国土交通省令第68号）別記様式の規定の例による様式

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　　示

滋賀県告示第446号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第７項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和８年10月30日

滋賀県知事　三日月　大造

１　名称　朽木鳥獣保護区

２　区域　次の図のとおり

３　面積　563ヘクタール

４　存続期間　令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

５　鳥獣保護区の保護に関する指針

⑴　指定区分　森林鳥獣生息地の保護区

⑵　指定目的　当該地域は、高島市朽木の中心部より安曇川向かいのスギ、ヒノキの人工林と広葉樹林とが混交した森林地帯であり、区域の一部が朽木・葛川県立自然公園に指定されている自然環境の非常に恵まれた地域である。森林に生息する鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の存続期間を更新する。

⑶　管理方針　鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣の生息・繁殖環境の維持を図るとともに、地域の自然的・社会的特性を踏まえ、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意する。森林鳥獣の生息地として、森林に生息する鳥獣の保護を図り、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

（「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部生物多様性保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

滋賀県告示第447号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第７項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和８年10月30日

滋賀県知事　三日月　大造

１　名称　犬上ダム鳥獣保護区
２　区域　次の図のとおり
３　面積　825ヘクタール
４　存続期間　令和８年11月15日から令和18年10月31日まで
５　鳥獣保護区の保護に関する指針
⑴　指定区分　森林鳥獣生息地の保護区
⑵　指定目的　当該地域は、スギ、ヒノキ、広葉樹等からなる森林地帯であり、地域の北東には犬上川ダムが存在し、多種にわたる鳥類が生息しており区域の一部が鈴鹿国定公園にも指定されている自然環境の非常に恵まれた地域である。森林に生息する鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の存続期間を更新する。
⑶　管理方針　鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣の生息・繁殖環境の維持を図るとともに、地域の自然的・社会的特性を踏まえ、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意する。森林鳥獣の生息地として、森林に生息する鳥獣の保護を図り、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。
（「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部生物多様性保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

滋賀県告示第448号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第７項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和８年10月30日

滋賀県知事　　三　日　月　　大　　造

１　名称　甲賀鳥獣保護区
２　区域　次の図のとおり
３　面積　770ヘクタール
４　存続期間　令和８年11月１日から令和13年10月31日まで
５　鳥獣保護区の保護に関する指針
⑴　指定区分　身近な鳥獣生息地の保護区
⑵　指定目的　当該地域は、田畑や山林、池沼などの様々な環境が存在する丘陵地であり、多種の鳥類の生息および繁殖の場となっている。また、区域内には多目的公園である「鹿深夢の森」や甲賀中学校が、区域周辺には大原小学校や油日小学校が存在し、自然教育の場として恵まれた環境であり、野生鳥獣と身近にふれあい、それらの保護思想を普及啓発するのに適した地域である。鳥獣の良好な生息地を確保または創出し、豊かな生活環境の形成に資するとともに、自然とのふれあいまたは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため、鳥獣保護区の存続期間を更新する。
⑶　管理方針　鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣の生息・繁殖環境の維持を図るとともに、地域の自然的・社会的特性を踏まえ、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意する。身近な鳥獣生息地として、鳥獣の良好な生息地を確保または創出し、豊かな生活環境の形成に資するとともに、自然とのふれあいまたは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保する。
（「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部生物多様性保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

滋賀県告示第449号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第７項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和８年10月30日

滋賀県知事　　三　日　月　　大　　造

１　名称　西の湖鳥獣保護区
２　区域　次の図のとおり
３　面積　590ヘクタール
４　存続期間　令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
５　鳥獣保護区の保護に関する指針
⑴　指定区分　集団渡来地の保護区
⑵　指定目的　当該区域は琵琶湖の東側に位置し、琵琶湖最大の内湖である西の湖を中心に北之庄沢を含む水郷や田園地帯の広がる自然豊かな区域であり、多様な生物の住みかとなっている。とくに西の湖、水郷地帯に広がる

ヨシ地は平地や水辺を中心に生活する鳥類の重要な生息環境となっており、繁殖場所としてだけでなく、渡りの中継地として、またねぐら地として重要な役割を果たしている。集団で繁殖する鳥類の保護を図るため、鳥獣保護区の存続期間を更新する。

⑶　管理方針　鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣の生息・繁殖環境の維持を図るとともに、地域の自然的・社会的特性を踏まえ、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意する。集団繁殖地として、集団で繁殖する鳥類の保護を図る。

（「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部生物多様性保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

滋賀県告示第450号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第１項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定する。

令和８年10月30日

滋賀県知事　三日月　大造

１　名称　犬上ダム鳥獣保護区犬上ダム特別保護地区

２　区域　次の図のとおり

３　面積　40ヘクタール

４　存続期間　令和８年11月15日から令和18年10月31日まで

５　特別保護地区の保護に関する指針

⑴　指定区分　森林鳥獣生息地の保護区

⑵　指定目的　当該地域は、鈴鹿国定公園の第２種および第３種特別地域に指定されている自然環境の恵まれた地域であり、森林鳥獣の生息地として重要な役割を果たしているため、鳥獣保護区特別保護地区として指定する。

⑶　管理方針　鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣の生息・繁殖環境の維持を図るとともに、地域の自然的・社会的特性を踏まえ、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意する。森林鳥獣生息地として、森林に生息する鳥獣の保護を図り、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

（「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部生物多様性保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

滋賀県告示第451号

保安林を解除予定保安林とする旨の通知を取り消す旨、農林水産大臣から通知があったので、平成２年３月26日付け滋賀県告示第113号（解除予定保安林の通知）を取り消す。

令和８年10月30日

滋賀県知事　三日月　大造

滋賀県告示第452号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和８年10月30日から令和８年11月13日まで滋賀県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和８年10月30日

滋賀県知事　三日月　大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
	306号	彦根市原町字平野698番５地先から	変更後	最小17.5m～最大59.1m	153.4m	道路改良工事（交差点改良）に伴う道路区域の変更
		彦根市原町字平野644番１地		最小24.6m		

		先まで	変更前	～ 最大 59.5m	153.4m	
国道	307号	彦根市原町字平野646番２地先から 彦根市原町字平野714番１地先まで	変更後	最小 17.5m ～ 最大 59.1m	153.4m	道路改良工事（交差点改良）に伴う道路区域の変更（路線重用） 国道306号 Ｌ＝153.4m
			変更前	最小 24.6m ～ 最大 59.5m	153.4m	
		愛知郡愛荘町松尾寺字野瀬1426番１地先から 愛知郡愛荘町蚊野字金堤１番１地先まで	変更後	最小 9.5m ～ 最大 31.7m	294.7m	道路改良工事（歩道整備）に伴う道路区域の変更
			変更前	最小 8.6m ～ 最大 29.1m	294.7m	
	477号	東近江市市子沖町字ノヲ田64番４地先から 東近江市市子沖町字ノヲ田64番３地先まで	変更後	最小 18.5m ～ 最大 39.4m	27.6m	道路改良工事（現道拡幅）に伴う道路区域の変更
			変更前	最小 18.5m ～ 最大 31.7m	27.6m	
	甲賀土山線	甲賀市甲賀町鳥居野字中山谷121番12地先から 甲賀市甲賀町鳥居野字中山谷121番８地先まで	変更後	最小 14.7m ～ 最大 21.3m	395.6m	道路改良工事（歩道整備）に伴う道路区域の変更
			変更前	最小 10.8m ～ 最大 17.8m	395.6m	
		東近江市下麻生町字南出1108	変更後	最小 8.7m ～ 最大 53.8m	4474.5m	道路改良工事（バイパスおよび現道拡幅）に伴う道路区域の変更 なお現道の供
				最小		

県道	土山蒲生近江八幡線	番４地先から 東近江市川合町字下川原2136番地先まで		5.4m ～ 最大 57.2m	6229.3m	用は従前のとおり （路線重用） 国道477号 Ｌ＝1858.7m 彦根八日市甲西線 Ｌ＝943.0m
			変更前	最小 5.4m ～ 最大 57.2m	6229.3m	
	桜川西竜王線	東近江市上南町字北出309番２地先から 東近江市上南町字木ノ下574番地先まで	変更後	最小 9.7m ～ 最大 30.4m	186.6m	道路改良工事 （現道拡幅） に伴う道路区域の変更 （路線重用） 土山蒲生近江八幡線 Ｌ＝37.9m
			変更前	最小 9.4m ～ 最大 12.6m	186.6m	

滋賀県告示第453号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の２の３第１項の規定に基づき指定した次の指定納付受託者について、同条第３項の規定に基づき、当該指定納付受託者の事務所の所在地の変更の届出があった。

令和８年10月30日

滋賀県知事　三日月　大造

指定納付受託者の名称	指定納付受託者の住所または事務所の所在地		変更年月日	指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等の種類
	変更前	変更後		
株式会社トラストバンク	東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号	東京都港区北青山二丁目14番４号	令和８．７．21	寄附金

公　告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第５条第１項第２号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和８年10月30日

滋賀県知事　三日月　大造

１　大規模小売店舗の名称および所在地　アル・プラザ栗東　栗東市綣二丁目３番22号

２　変更した事項　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

⑴　変更前　株式会社栗東ガーデン　栗東市安養寺六丁目５番７号　代表取締役　伊勢村孝司ほか11者

⑵　変更後　株式会社花　草津市草津三丁目13－47　代表取締役　澤井敬輔ほか11者

３　変更年月日　令和８年７月20日ほか

４　変更の理由　大規模小売店舗において小売業を行う者の入退店があったため

５　届出年月日　令和８年10月14日

６　届出書類の縦覧場所および縦覧期間

⑴　縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室　大津市京町四丁目１番１号
滋賀県商工労働部中小企業支援課　大津市京町四丁目１番１号
栗東市環境経済部商工観光労政課　栗東市安養寺一丁目13番33号
⑵　縦覧期間　令和８年10月30日から令和９年３月１日まで
７　意見書の提出期限および提出先
⑴　提出期限　令和９年３月１日
⑵　提出先　滋賀県商工労働部中小企業支援課　〒520－8577　大津市京町四丁目１番１号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第５条第１項第２号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和８年10月30日

滋賀県知事　　三　日　月　　大　　造

１　大規模小売店舗の名称および所在地　アル・プラザ堅田　大津市本堅田五丁目20番10号
２　変更した事項　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
⑴　変更前　堺井忠臣　大津市本堅田二丁目１番23号ほか23者
⑵　変更後　株式会社キング　京都府京都市下京区東塩小路高倉町２番地１　代表取締役　木原伸一ほか22者
３　変更年月日　令和７年６月27日ほか
４　変更の理由　大規模小売店舗において小売業を行う者の退店、氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の変更ならびに運営法人の変更のため
５　届出年月日　令和８年10月14日
６　届出書類の縦覧場所および縦覧期間
⑴　縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室　大津市京町四丁目１番１号
滋賀県商工労働部中小企業支援課　大津市京町四丁目１番１号
大津市産業観光部商工労働政策課　大津市御陵町３－１
⑵　縦覧期間　令和８年10月30日から令和９年３月１日まで
７　意見書の提出期限および提出先
⑴　提出期限　令和９年３月１日
⑵　提出先　滋賀県商工労働部中小企業支援課　〒520－8577　大津市京町四丁目１番１号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第５条第１項第２号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和８年10月30日

滋賀県知事　　三　日　月　　大　　造

１　大規模小売店舗の名称および所在地　平和堂瀬田店　大津市月輪一丁目487番地
２　変更した事項　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
⑴　変更前　株式会社売経　大津市南志賀二丁目２番３号　代表取締役　松室六兵衛ほか11者
⑵　変更後　高丸猛　大津市神領二丁目20番35号ほか９者
３　変更年月日　令和８年２月20日ほか
４　変更の理由　大規模小売店舗において小売業を行う者の退店および住所の変更のため
５　届出年月日　令和８年10月14日
６　届出書類の縦覧場所および縦覧期間
⑴　縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室　大津市京町四丁目１番１号
滋賀県商工労働部中小企業支援課　大津市京町四丁目１番１号

大津市産業観光部商工労働政策課　大津市御陵町３－１

⑵　縦覧期間　令和８年10月30日から令和９年３月１日まで

７　意見書の提出期限および提出先

⑴　提出期限　令和９年３月１日

⑵　提出先　滋賀県商工労働部中小企業支援課　〒520－8577　大津市京町四丁目１番１号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第５条第１項第２号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和８年10月30日

滋賀県知事　三日月　大造

１　大規模小売店舗の名称および所在地　アル・プラザ野洲　野洲市小篠原1000番地

２　変更した事項　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

⑴　変更前　株式会社マックハウス　東京都杉並区梅里一丁目７番７号　代表取締役　石野孝司ほか10者

⑵　変更後　株式会社ウイックス　大阪府大阪市都島区都島北通一丁目９番23号　代表取締役　上堀高弘ほか10者

３　変更年月日　令和８年２月20日ほか

４　変更の理由　大規模小売店舗において小売業を行う者の入退店および代表者の変更のため

５　届出年月日　令和８年10月14日

６　届出書類の縦覧場所および縦覧期間

⑴　縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室　大津市京町四丁目１番１号

滋賀県商工労働部中小企業支援課　大津市京町四丁目１番１号

野洲市環境経済部地域経済振興課　野洲市小篠原2100番地１

⑵　縦覧期間　令和８年10月30日から令和９年３月１日まで

７　意見書の提出期限および提出先

⑴　提出期限　令和９年３月１日

⑵　提出先　滋賀県商工労働部中小企業支援課　〒520－8577　大津市京町四丁目１番１号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第５条第１項第２号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和８年10月30日

滋賀県知事　三日月　大造

１　大規模小売店舗の名称および所在地　フレンドマート志津東草津店　草津市追分一丁目５番地

２　変更した事項　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

⑴　変更前　株式会社ユタカファーマシー　岐阜県大垣市林町十丁目1339番地１　代表取締役　浅井家康ほか４者

⑵　変更後　株式会社ユタカファーマシー　岐阜県大垣市林町十丁目1339番地１　代表取締役　錦織征紀ほか４者

３　変更年月日　令和８年４月１日

４　変更の理由　大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため

５　届出年月日　令和８年10月14日

６　届出書類の縦覧場所および縦覧期間

⑴　縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室　大津市京町四丁目１番１号

滋賀県商工労働部中小企業支援課　大津市京町四丁目１番１号

草津市環境経済部商工観光労政課　草津市草津三丁目13番30号

⑵　縦覧期間　令和８年10月30日から令和９年３月１日まで

７　意見書の提出期限および提出先

⑴　提出期限　令和９年３月１日

⑵　提出先　滋賀県商工労働部中小企業支援課　〒520－8577　大津市京町四丁目１番１号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第５条第１項第２号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和８年10月30日

滋賀県知事　　三　日　月　　大　　造

１　大規模小売店舗の名称および所在地　和邇駅前ショッピングセンター　大津市和邇中浜432番地および424番地

２　変更した事項　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

⑴　変更前　清水佳子　栗東市蜂谷806番地２ほか９者

⑵　変更後　株式会社平和堂　彦根市西今町１番地　代表取締役　平松正嗣ほか８者

３　変更年月日　令和８年１月20日

４　変更の理由　大規模小売店舗において小売業を行う者の退店があったため

５　届出年月日　令和８年10月14日

６　届出書類の縦覧場所および縦覧期間

⑴　縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室　大津市京町四丁目１番１号

滋賀県商工労働部中小企業支援課　大津市京町四丁目１番１号

大津市産業観光部商工労働政策課　大津市御陵町３－１

⑵　縦覧期間　令和８年10月30日から令和９年３月１日まで

７　意見書の提出期限および提出先

⑴　提出期限　令和９年３月１日

⑵　提出先　滋賀県商工労働部中小企業支援課　〒520－8577　大津市京町四丁目１番１号

争議行為の通知公告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項の規定に基づき、大津赤十字病院労働組合執行委員長　中小路貴子から令和８年10月23日付けで2026年秋年末（職場）要求に関し争議行為を行う旨の通知があったから、次のとおり公表する。

令和８年10月30日

滋賀県知事　　三　日　月　　大　　造

１　事件　大津赤十字病院および日本赤十字社と大津赤十字病院労働組合との間における争議行為

２　日時　令和８年11月３日以降要求貫徹に至るまでの期間

３　場所　大津赤十字病院の構内または職場

４　概要　あらゆる形の争議行為を実施する。

令和８年・９年経営事項審査実施公告

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第19条の６第１項および第21条の２第１項の規定に基づき、経営規模等評価の申請および総合評定値の請求の時期および方法等を次のとおり定めたので、公告する。

なお、経営状況分析の申請については、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の24第１項の登録経営状況分析機関が建設業法施行規則第19条の２第１項の規定に基づき公示する申請の時期および方法等に従い、行うものとする。

令和８年10月30日

滋賀県知事　　三　日　月　　大　　造

１　書面による申請に係る申請日および受付場所

⑴　書面による申請に係る受付は、決算期ごとに別表に定める申請日および受付場所において午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）行う。ただし、申請日および受付場所は、会場等の都合により変更する場合がある。

⑵　新たに経営事項審査申請をしようとする者（個人業者または法人業者の別および決算期の別を問わない。）は、別表に定めるもののほか、滋賀県県土整備部監理課がこの公告の日から令和９年１月20日（水）までの間において指定した日時および場所において補完的に受付を行う。

⑶　組織変更および承継をした者については、別表に定めるもののほか、滋賀県県土整備部監理課が指定した日時および場所において受付を行う場合がある。

２　書面による申請に係る受付方法

⑴　令和７年・８年中に経営事項審査を受審した者に対しては、前回の審査基準月（決算月）ごとおよび主たる営業所の所在地ごとに受付日時および場所を指定し、通知する。

⑵　新たに経営事項審査申請をしようとする者（個人業者または法人業者の別および決算期の別を問わない。）、決算期変更が生じた者、組織変更後第１期決算を終えた者または指定した日時に都合がつかない者は、別表に定める申請日および受付場所のうちから希望するものをあらかじめ予約すること。

⑶　組織変更および承継をした者は、予約等について滋賀県県土整備部監理課に問い合わせること。

予約受付は、次の専用電話番号のみで行う。

専用電話番号　077－527－5678

電話予約の受付時間は、午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）とし、予約受付期間は、別表に定めるとおり（閉庁日を除く。）とする。

⑷　⑴により受付日時および場所を指定された者が、経営事項審査電子申請システム（以下「システム」という。）を利用して経営事項審査申請をしようとする場合は、⑶の専用電話番号に連絡し、指定された受付日時および場所を取り消すこと。

３　システムによる申請に係る申請日および受付方法

⑴　システムを利用して経営事項審査申請をする者は、システムが稼働している日および時間において、システム上で申請すること。

⑵　組織変更および承継をした者については、１⑶および２⑶に定めるところにより、書面による申請を行うこと。

４　公告に関する問合せ先　滋賀県県土整備部監理課建設業係　〒520－8577　大津市京町四丁目１番１号　電話番号　077－528－4114

別表　令和８年・９年経営事項審査申請受付時期（対象：令和８年７月～令和８年９月決算法人）

審査対象者 所在市・郡	法人 個人	審査基準月 （決算月）	申請日	受付場所	新規申請者、決算期変更の生じた者等の電話予約受付期間（閉庁日を除く午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。））
大津市	法人	令和８年７月、８月	令和８年12月14日（月）、15日（火）	大津合同庁舎３階３Ａ会議室	令和８年11月13日（金）～ 令和８年12月８日　（火）
		令和８年９月	令和９年１月20日（水）		令和８年12月18日（金）～ 令和９年１月13日　（水）
草津市 守山市 栗東市 野洲市	法人	令和８年７月、８月	令和８年12月９日(水)、10日（木）	南部合同庁舎本館４階４Ａ会議室	令和８年11月９日（月）～ 令和８年12月３日　（木）
		令和８年９月	令和９年１月14日（木）		令和８年12月14日（月）～ 令和９年１月７日　（木）
甲賀市 湖南市	法人	令和８年７月、８月	令和８年12月２日（水）	甲賀合同庁舎１階１Ａ会議室	令和８年11月２日（月）～ 令和８年11月25日　（水）
		令和８年９月	令和９年１月12日（火）		令和８年12月11日（金）～ 令和９年１月５日　（火）
近江八幡市 東近江市 蒲生郡	法人	令和８年７月、８月	令和８年12月４日（金）	東近江合同庁舎３階３Ｃ会議室	令和８年11月４日（水）～ 令和８年11月27日　（金）
		令和８年７月、８月	令和８年12月７日（月）	東近江合同庁舎１階１Ａ会議室	令和８年11月６日（金）～ 令和８年11月30日　（月）
		令和８年９月	令和９年１月13日（水）	東近江合同庁舎３階３Ｃ会議室	令和８年12月11日（金）～ 令和９年１月６日　（水）
彦根市 愛知郡 犬上郡	法人	令和８年７月、８月	令和８年12月11日（金）	湖東合同庁舎１階１Ｃ会議室	令和８年11月11日（水）～ 令和８年12月４日　（金）
		令和８年９月	令和９年１月19日（火）		令和８年12月18日（金）～ 令和９年１月12日　（火）
長浜市 米原市	法人	令和８年７月、８月	令和８年12月３日（木）	湖北合同庁舎１階第２会議室	令和８年11月４日（水）～ 令和８年11月26日　（木）
		令和８年９月	令和９年１月18日（月）	湖北合同庁舎１階第１会議室(1A・1B)	令和８年12月18日（金）～ 令和９年１月12日　（火）
高島市	法人	令和８年７月、８月	令和８年12月１日（火）	高島合同庁舎２階２Ｂ会議室	令和８年11月２日（月）～ 令和８年11月24日　（火）
		令和８年９月	令和９年１月15日（金）	高島合同庁舎２階２Ａ会議室	令和８年12月15日（火）～ 令和９年１月８日　（金）

一般競争入札の公告

令和８年度における凍結防止剤（塩化ナトリウム）単価基本契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の６第１項の規定により公告する。

令和８年10月30日

滋賀県知事　三日月　大造

１　入札に付する事項

⑴　購入物品名および購入予定数量

ア　凍結防止剤（塩化ナトリウム）固形　15kg袋　２ｔ

イ　凍結防止剤（塩化ナトリウム）固形　0.5t袋　460ｔ

ウ　凍結防止剤（塩化ナトリウム）固形　１ｔ袋　550ｔ

なお、上記購入予定数量は、発注を担保するものではない。

⑵　購入物品の特質等　仕様書による。

⑶　単価の適用期間　令和８年11月26日から令和９年３月31日まで

⑷　納入期限　原則として、午前に発注したものは翌日の午前中、午後に発注したものは翌日中に納品すること（土曜日、日曜日および祝日を含む。）。

⑸　納入場所　滋賀県長浜土木事務所の指定する場所（滋賀県長浜土木事務所管内（木之本支所管内は除く。））

２　入札に参加する者に必要な資格　次に掲げる要件を全て満たす者であること。

⑴　施行令第167条の４に規定する者に該当しない者であること。

⑵　滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の２各号のいずれにも該当しない者であること。

⑶　滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

⑷　入札参加者に必要な資格等（令和８年滋賀県告示第31号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のいずれかのとおり登録されている者であること。

営業種目　大分類：物品　中分類：土木・建築機械および資材

大分類：物品　中分類：薬品類

新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムにより、または滋賀県会計管理局管理課（〒520－8577　大津市京町四丁目１番１号　電話　077－528－4314）において資格審査の申請を行うこと。なお、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によっては、この公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

３　入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等　提出不要

４　入札執行の日時、場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先　滋賀県長浜土木事務所　〒526－0033　長浜市平方町1152－２　電話　0749－65－6637　ＦＡＸ　0749－62－5065　電子メール　ha35100@pref.shiga.lg.jp

⑵　契約条項を示す期間　令和８年10月30日(金)から令和８年11月24日(火)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の９時から17時まで（正午から13時までの間を除く。また、開始日のみ13時から17時までとする。）

⑶　入札説明書の交付方法　入札説明書は、滋賀県物品・役務電子調達システムにより交付する。また、電子メールによる交付も可能とする。この場合、⑴の電子メールアドレス宛てに、メール表題を「凍結防止剤（塩化ナトリウム）単価基本契約に係る入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号ならびにメールアドレス（以下「送付先アドレス」という。）を記載した電子メール（以下「請求メール」という。）を送信すること。本県において請求メールを受信した後、送付先アドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、郵送による交付は、行わない。

⑷　入札説明会　行わない。

⑸　質問の期間　令和８年10月30日(金)９時から令和８年11月10日(火)16時まで

⑹　質問の方法

ア　滋賀県物品・役務電子調達システムを利用する方法

イ　質問票（様式は任意）に質問内容を記入し、持参、郵送、電子メールまたはＦＡＸにより⑴に示す場所へ提出する方法

⑺　回答の方法　令和８年11月13日(金)17時を目途に、滋賀県物品・役務電子調達システムで回答を公開する。

⑻　入札書の受領期間　令和８年11月17日(火)９時から令和８年11月24日(火)16時まで

⑼　入札書の提出方法

ア　電子入札による場合　滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、⑻の入札書の受領期間内に入札すること。

イ　持参による場合　紙（指定様式）の入札書を⑻の入札書の受領期間内に⑴に示す場所に持参すること。

ウ　郵便による場合　紙（指定様式）の入札書を⑻の入札書の受領期間内に⑴に示す場所に必着させること。なお、書留郵便に限るものとし、この場合の送料は自己負担とする。

⑽　開札の日時および場所　令和８年11月25日(水)９時　滋賀県長浜土木事務所経理用地課

５　入札方法等

⑴　入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則（平成７年滋賀県規則第92号）の規定による。

⑵　落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑶　一度提出した入札書は、書換え、引換えまたは撤回をすることができない。また、指定様式以外は無効とする。

６　保証金　入札保証金および契約保証金については、免除する。

７　契約書の作成の要否　要

８　入札の無効　次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

⑴　滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

⑵　虚偽の申請を行った者のした入札

９　落札者の決定方法

⑴　滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

⑵　落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、くじにて落札者を決定する。なお、落札となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することができない。

10　支払条件

⑴　前金払　行わない。

⑵　部分払　行わない。

11　契約手続において使用する言語および通貨　日本語および日本国通貨

12　同等品による入札　否

13　その他必要事項

⑴　落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。

⑵　代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。

⑶　開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者または失格となった者は、再度の入札に参加することができない。

⑷　再度の入札に付して落札者がない場合は、随意契約の協議に移行することがある。

⑸　入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成８年滋賀県告示第80号）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

⑹　その他詳細は、入札説明書による。

14　Summary

⑴　Nature and quantity of the products to be purchased：Unit Price Contract for Deicing Agent (Sodium chloride) Solid

a　Deicing Agent (Sodium chloride) Solid, 15 kg bag (Unit price contract), Estimated Quantity：２tons

b　Deicing Agent (Sodium chloride) Solid, 0.5－ton bag (Unit price contract), Estimated Quantity：

460tons

c　Deicing Agent (Sodium chloride) Solid in １－ton bag (Unit price contract), Estimated Quantity : 550tons

⑵　Deadline for tender : 16 : 00, November 24, 2026

⑶　For further information, contact : Nagahama Civil Engineering Office, Department of Prefectural Land Maintenance, Shiga Prefectural Government, 1152－２ Hirakatacho, Nagahama City, Shiga, 526－0033, Japan TEL ＋81－749－65－6637

一般競争入札の公告

令和８年度における凍結防止剤（塩化カルシウム液体）単価基本契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の６第１項の規定により公告する。

令和８年10月30日

滋賀県知事　　三 日 月　　大　　造

１　入札に付する事項

⑴　購入物品名および購入予定数量　塩化カルシウム液体（$CaCl_2$含有量35％以上）　900kl

なお、上記購入予定数量は、発注を担保するものではない。

⑵　購入物品の特質等　仕様書による。

⑶　単価の適用期間　令和８年11月25日から令和９年３月31日まで

⑷　納入期限　原則として、午前に発注したものは翌日の午前中、午後に発注したものは翌日中に納品すること（土曜日、日曜日および祝日を含む。）。

⑸　納入場所　滋賀県高島土木事務所杉山雪寒基地（高島市今津町杉山地先）

２　入札に参加する者に必要な資格　次に掲げる要件を全て満たす者であること。

⑴　施行令第167条の４に規定する者に該当しない者であること。

⑵　滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の２各号のいずれにも該当しない者であること。

⑶　滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

⑷　入札参加者に必要な資格等（令和８年滋賀県告示第31号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のいずれかのとおり登録されている者であること。

営業種目　大分類：物品　中分類：土木・建築機械および資材

大分類：物品　中分類：薬品類

新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムにより、または滋賀県会計管理局管理課（〒520－8577　大津市京町四丁目１番１号　電話　077－528－4314）において資格審査の申請を行うこと。なお、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によっては、この公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

３　入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等　提出不要

４　入札執行の日時、場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先　滋賀県高島土木事務所　〒520－1621　高島市今津町今津1758　電話　0740－22－6043　ＦＡＸ　0740－22－6077　電子メール　ha37100@pref.shiga.lg.jp

⑵　契約条項を示す期間　令和８年10月30日(金)から令和８年11月24日(火)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の９時から17時まで（正午から13時までの間を除く。また、開始日のみ13時から17時までとする。）

⑶　入札説明書の交付方法　入札説明書は、滋賀県物品・役務電子調達システムにより交付する。また、電子メールによる交付も可能とする。この場合、⑴の電子メールアドレス宛てに、メール表題を「凍結防止剤（塩化カルシウム）単価基本契約に係る入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号ならびにメールアドレス（以下「送付先アドレス」という。）を記載した電子メール（以下「請求メール」という。）を送信すること。本県において請求メールを受信した後、送付先アドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、郵送による交付は、行わない。

⑷　入札説明会　行わない。

⑸　質問の期間　令和８年10月30日(金)９時から令和８年11月10日(火)16時まで

⑹　質問の方法

ア　滋賀県物品・役務電子調達システムを利用する方法

イ　質問票（様式は任意）に質問内容を記入し、持参、郵送、電子メールまたはＦＡＸにより⑴に示す場所へ提出する方法

⑺　回答の方法　令和８年11月13日(金)17時を目途に、滋賀県物品・役務電子調達システムで回答を公開する。

⑻　入札書の受領期間　令和８年11月17日(火)９時から令和８年11月24日(火)16時まで

⑼　入札書の提出方法

ア　電子入札による場合　滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、⑻の入札書の受領期間内に入札すること。

イ　持参による場合　紙（指定様式）の入札書を⑻の入札書の受領期間内に⑴に示す場所に持参すること。

ウ　郵便による場合　紙（指定様式）の入札書を⑻の入札書の受領期間内に⑴に示す場所に必着させること。なお、書留郵便に限るものとし、この場合の送料は自己負担とする。

⑽　開札の日時および場所　令和８年11月25日(水)９時　滋賀県高島土木事務所経理用地課

５　入札方法等

⑴　入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則（平成７年滋賀県規則第92号）の規定による。

⑵　落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑶　一度提出した入札書は、書換え、引換えまたは撤回をすることができない。また、指定様式以外は無効とする。

６　保証金　入札保証金および契約保証金については、免除する。

７　契約書の作成の要否　要

８　入札の無効　次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

⑴　滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

⑵　虚偽の申請を行った者のした入札

９　落札者の決定方法

⑴　滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

⑵　落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、くじにて落札者を決定する。なお、落札となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することができない。

10　支払条件

⑴　前金払　行わない。

⑵　部分払　行わない。

11　契約手続において使用する言語および通貨　日本語および日本国通貨

12　同等品による入札　否

13　その他必要事項

⑴　落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。

⑵　代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。

⑶　開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者または失格となった者は、再度の入札に参加することができない。

⑷　再度の入札に付して落札者がない場合は、随意契約の協議に移行することがある。

⑸　入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成８年滋賀県告示第80号）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

⑹　その他詳細は、入札説明書による。

14　Summary

⑴　Nature and quantity of the products to be purchased：De－icing Agent（Calcium Chloride Solution（$CaCl_2$ content ≧ 35％））, estimated amount：900kiloliters

⑵　Deadline for tender：16：00, November 24, 2026

⑶　For further information, contact：Accounting and Property Division, Takashima Civil Engineering Office, Shiga Prefectural Government, 1758 Imazu, Imazu－cho, Takashima City, Shiga 520－1621 Japan TEL ＋81－740－22－6043

公　安　委　員　会　規　則

放置違反金に係る督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年10月30日

滋賀県公安委員会委員長　　上　　田　　健 一 郎

滋賀県公安委員会規則第21号

放置違反金に係る督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則

放置違反金に係る督促、滞納処分等に関する規則（平成18年滋賀県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記様式第１号を次のように改める。

別記様式第１号（第２条関係）

第　　号
年　　月　　日

住　所
氏　名　　様

滋　賀　県　公　安　委　員　会　　印

督　　促　　状

あなたに対し、道路交通法第51条の４第４項の規定により放置違反金の納付を命じましたが、その納付期限（　　年　　月　　日）を経過しても未だ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。

下記の指定納付期限までに、同封の納付書により至急納付してください。指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の４第14項の規定により、地方税の滞納処分の例によりあなたの財産を差し押さえることとなります。

なお、完納された後この督促状が届いた場合は、行き違いですので、ご了承願います。

記

年　度	弁明通知書の番号	放　置　違　反　金	延　　滞　　金
	号	円	円

指定納付期限	年　　月　　日　まで
納　付　場　所	納付書記載のとおり

注１　上記の放置違反金等を納付しない場合は、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

２　放置違反金等を納付する場合は、次の事項に留意してください。

⑴　先に送付した納付書は使用せず、同封した納付書により納付してください。

⑵　納付書記載の金融機関の窓口またはコンビニエンスストア等において現金納付を行うときは、返付される領収証書が当該放置違反金等を納付したことを証する書面となりますので、納付後はこれを大切に保管し、車検を受ける際に提示してください。

⑶　キャッシュレス納付を行うときは、放置違反金等を納付したことを証する書面が交付されません。自動車検査証の有効期間満了日までの期間が３月に満たないときは、⑵の納付方法により納付してください。

３　延滞金の額は、放置違反金に係る督促、滞納処分等に関する規則（平成18年滋賀県公安委員会規則第10号）第３条の規定に基づき、納付期限の翌日（　　年　　月　　日）から完納の日までの日数に応じ、年14.5パーセントの割合により計算した額（1,000円未満は切捨て）となります。

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に滋賀県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に滋賀県を被告として（滋賀県公安委員会が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

照　会　先	滋賀県警察本部交通部交通指導課 〒520－8501　大津市打出浜１番10号 077－522－1231（内線　　）

付　則

この規則は、令和８年11月１日から施行する。